【令和2年度~令和6年度】

第5次志木市地域福祉活動計画





令 和 2 年 3 月 社会福祉法人 志木市社会福祉協議会

はじめに

志木市社会福祉協議会では、平成27年3月に第4次志木市 地域福祉活動計画を策定し、「市民の誰もが安心して、自分らし く、いきいきと、自立した生活ができる地域社会の実現」を基本 理念として、志木市の実情に応じた行政とのパートナーシップを 構築し、多くの市民の皆様のご理解とご協力を得て、「共助」や 「協働の力」を育み、計画的、継続的に事業を展開してまいりま した。



地域福祉を取り巻く環境は、少子高齢化や核家族化などが一層進展する中、地域で支え合い、助け合う機能が低下している傾向にあります。また、地域における生活課題は、80 50問題やダブルケアなど複合化かつ複雑化しています。このような社会的背景から、国においてもさまざまな生活課題を抱えた人々が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、『地域共生社会』の実現に向けた体制整備を進めています。

また、近年、全国各地で今まで経験や想像をしたことのない自然災害が多数発生しており、被災地では、復旧・復興のため、ボランティアによる支援が被災者を勇気づけてくれたとの報道など、災害ボランティアの活躍が注目されているほか、地域のつながりの重要性が再認識されています。

このような地域における生活課題への対応をはじめ、身近な地域での支え合いや助け合いといった、地域における福祉活動を推進できるよう、第5次志木市地域福祉活動計画につきましても、志木市と協働し、「みんながつながり、安心して自分らしく暮らせるまちの実現」を基本理念に、「第4期志木市地域福祉計画」と一体的に策定いたしました。

今後、本計画に基づき、町内会連合会、民生委員・児童委員協議会、ボランティア活動団体や関係機関、そして市民の皆様と協働しながら地域福祉の推進に取り組んでまいりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

令和2年3月

社会福祉法人 志木市社会福祉協議会 会 長 中村 勝 義

目 次

第1章 総論	1
1. 地域福祉活動計画について	1
(1) 計画の策定について	1
(2) 地域福祉計画との関係	3
(3) 計画の期間	4
2. 計画の目指す方向性について	5
(1)基本理念	5
(2)基本目標	6
(3) 計画の体系	7
3. 社会福祉協議会について	8
(1)社会福祉協議会	8
(2)取組方針	12
第2章 施策の展開	13
1. 支え合いのあるまちづくり	13
(1) 市民力で支え合う仕組みづくり	13
(2) 地域活動への参加促進	15
(3) 支え合える環境づくり	19
2. 誰もが必要なサービスを受けられ、自分らしい生活ができるまちづくり	26
(1) 健康づくり・介護予防の推進	26
(2)生活困窮者等の自立のための環境づくり	29
(3) 再犯防止の支援	31
(4) 生活支援の充実	32
(5) 誰もが必要なサービスを受けられる仕組みづくり	37
3. 安心・安全に暮らせるまちづくり	42
(1)災害時対策の推進	42
(2)防犯・事故対策の推進	44
(3)安全な移動手段の確保	47
(4) 快適な生活環境の推進	48
第3章 計画の推進にあたって	50
1. 計画の推進体制	50
(1) 計画内容の周知徹底	50
(2) 推進体制と見直し	50
2. 計画の進行管理	50

第1章 総論

1. 地域福祉活動計画について

【(1) 計画の策定について

① 地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画とは、「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉 に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を経営する者が相互 協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画」です。

◇地域福祉活動計画の内容(全社協「地域福祉活動計画策定指針」より抜粋)

福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決を目指して、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だって行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめた取り決め

② 計画策定の意義

志木市が地域福祉計画を、志木市社会福祉協議会が地域福祉活動計画を策定する意義は、 次のような意義があり、第4期志木市地域福祉計画と第5次志木市地域福祉活動計画を一 体的に策定しています。

◇地域福祉計画・地域福祉活動計画の一体的策定のイメージ

地域福祉計画

地域福祉活動計画

各行政計画と整合性を図った地域福祉推進の中 長期計画を策定し、公的サービスを含めた志木市 全体の福祉サービスの統合化を図る。

地域住民と各種ボランティア団体や民間団体が 推進する地域福祉の実施・行動計画として、財源 内訳とともに、具体的な取組を住民に明らかにす る。

地域の福祉課題・社会資源の状況、地域福祉推進の理念・方向性を明記

地域住民や福祉関係者が共に地域の課題を認識

住民の理解・協力により、 社協活動・市民力の強化

③ 計画策定までの経緯

ア 第1次から第4次策定まで

平成17年3月に市民参加のもと、志木市と志木市社会福祉協議会の合同事務局体制により「志木市地域福祉計画」を策定しました。「志木市地域福祉活動計画」は、この志木市地域福祉計画を具体的に実現するための計画と位置づけ、平成18年10月に策定しました。

第4次までの計画期間や見直しの経緯などは次表のとおりです。

◇志木市地域福祉活動計画の策定と経緯

活動計画	計画期間	策定・見直しの経緯
第1次	平成 18年 10月 ~平成 20年9月	第1期志木市地域福祉計画策定後、地域福祉活動を実践している機関において、地域福祉計画を実現・実行するために機関間の具体的な取組をまとめていく必要があったことから、関係機関と志木市社会福祉協議会が中心となり、「志木市地域福祉活動計画」を策定した。
第2次	平成 20 年 10 月 ~平成 23 年 3 月	第1次志木市地域福祉活動計画の計画期間中であったが、志木市社会福祉協議会の実施する事業が平成20年4月に大幅に拡大したこと、組織改編を行ったことから、掲載する事業と計画期間を見直した。
第3次	平成 23 年 4 月 ~平成 27年 3 月	第2期志木市地域福祉計画策定において、計画の体系と実施主体を明確にするなど見直した。これに伴い、地域福祉活動計画は、計画の体系を整理し、より具体的な進行管理を行うため、実施する事業の年次目標数値などを明記するよう見直した。
第4次	平成 27 年 4 月 ~令和 2 年 3 月	第3期志木市地域福祉計画策定において、市民アンケートや専門職アンケート、地区まちづくり会議の内容や関連計画と連動した重点取組を明記するなどを見直した。地域福祉活動計画は、計画期間を地域福祉計画と合わせたほか、取り組む事業をよりわかりやすくするため、その財源などを明記するよう見直した。

イ 第5次策定まで

このたびの第4期志木市地域福祉計画は、志木市将来ビジョン(第5次志木市総合振興計画)のもと、法的にも志木市の福祉分野に関する各種計画の「上位計画」に位置づけられ、ニッポンー億総活躍プランをはじめ、社会福祉法、成年後見制度の利用の促進に関する法律などのさまざまな法改正を踏まえて見直しています。また、第1期から第3期までの基本理念「市民の誰もが安心して、自分らしく、いきいきと、自立した生活ができる地域社会の実現」は、より多くの場面でわかりやすく伝えることができるように「みんながつながり、安心して自分らしく暮らせるまちの実現」に見直しました。

第5次志木市地域福祉活動計画は、この第4期志木市地域福祉計画の基本理念の見直しを踏まえ、平成29年4月に施行された改正社会福祉法による社会福祉法人制度改革で志木市社会福祉協議会が整備した組織・運営体制と平成30年5月に改編した事業推進体制により、地域福祉関係団体などとともに多様な主体の地域福祉活動を推進できるよう、策定することとしました。

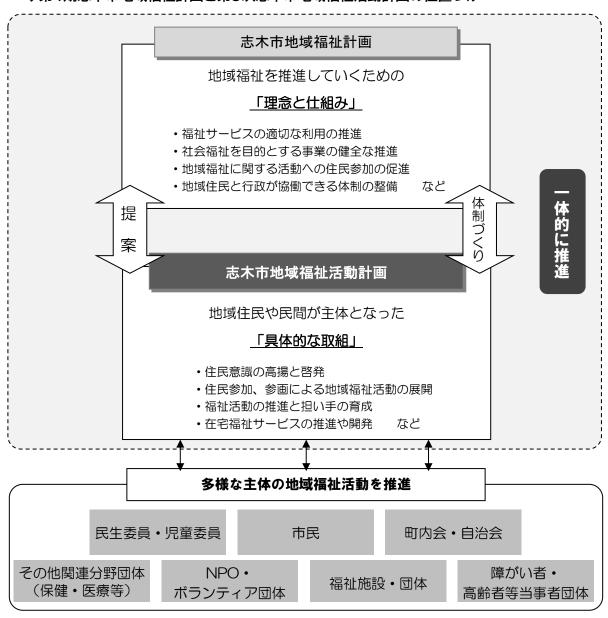
▍(2) 地域福祉計画との関係

志木市が策定する第4期志木市地域福祉計画は、「みんながつながり、安心して自分らしく暮らせるまちの実現」を基本理念に掲げ、地域の助け合いによる福祉の推進に向けて、人と人とのつながりを基本とした顔の見える関係づくりや共に生きる社会づくりを目指す理念と仕組みを形成するために策定する計画です。

今回、志木市社会福祉協議会が策定する「第5次志木市地域福祉活動計画(以下「本計画」 という)」は、第4期志木市地域福祉計画の理念や仕組みをもとに、具体的に実現するため の活動内容を考える計画となります。

この理念・仕組みづくりの「第4期志木市地域福祉計画」と、それらを実現するための具体的な取組である本計画とが一体となって志木市の地域福祉を推進してまいります。

◇第4期志木市地域福祉計画と第5次志木市地域福祉活動計画の位置づけ



(3) 計画の期間

本計画の期間は、志木市における地域福祉の一体的な推進の観点から、第4期志木市地域福祉計画と同様に令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

なお、社会情勢や制度改正など、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても見直しを行います。

◇策定の期間

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	第4	期志木市地域福祉	L計画		
	 評価・	 検証		● 見直し準備	次期計画

2. 計画の目指す方向性について

(1) 基本理念

本計画の基本理念は、第4期志木市地域福祉計画の基本理念を踏襲します。

◇計画の理念

みんながつながり、 安心して自分らしく暮らせるまちの実現

◇サブテーマ

~地域福祉のネットワークで支え合い・助け合い~

志木市では、今後 10 年間のまちづくりの指針となる「志木市将来ビジョン(第 5 次 志木市総合振興計画)」を平成 28 年度に策定し、まちの将来像「市民力でつくる 未来へ続くふるさと 志木市 ~ずっと住み続けたい、住んでみたいまちをめざして~」の実現を目指しています。

子どもから高齢者まで、また、障がい者や生活困窮者などの生活上の困難を抱えた市 民の誰もが住み慣れた家庭や地域で自分らしく暮らしていくためには、ふだんからお互 いのことを思いやり、必要なときに助け合える関係を築いておくことが重要です。また、 周囲に打ち明けにくい不安や悩みを抱えたときに相談できる人・団体の存在や一人ひと りが尊重された地域づくりに向けた取組も必要不可欠です。

以上のことから、第4期志木市地域福祉計画では「みんながつながり、安心して自分らしく暮らせるまちの実現」を基本理念として掲げ、市民と市民、市民と地域活動団体などの関係団体とがつながりを深める取組や支援を必要とする市民がいきいきと生活できる環境づくりを推進します。また、本計画では、「地域福祉のネットワークで支え合い・助け合い」をサブテーマに掲げ、多くの市民の参画を呼びかけていきます。

■(2)基本目標

① 支え合いのあるまちづくり

多様化する住民の福祉ニーズに対応するために、公的な福祉サービスだけでなく、地域住民をはじめ、町内会・自治会、民生委員・児童委員、ボランティア・NPOなどの関係団体や市、社会福祉協議会が協働するという考えのもと、「支え手」と「受け手」という関係を越えて、あらゆる機関が連携して、みんなで助け合う、支え合いのあるまちづくりを推進します。

また、地域の中にふれあいや交流ができる場や、さまざまな地域活動へ参加できる機会を増やし、地域での支え合いの仕組みを構築するとともに、市民の福祉意識の醸成に努め、 地域で中心となって活躍できる担い手の育成や福祉活動を推進します。

② 誰もが必要なサービスを受けられ、自分らしい生活ができるまちづくり

誰もが住み慣れた地域で、その人らしく暮らすことができ、支援を必要とする人が適切な 福祉サービスを利用できるよう、市民と協働して多様な福祉サービスの充実を図るととも に、福祉サービスを提供します。

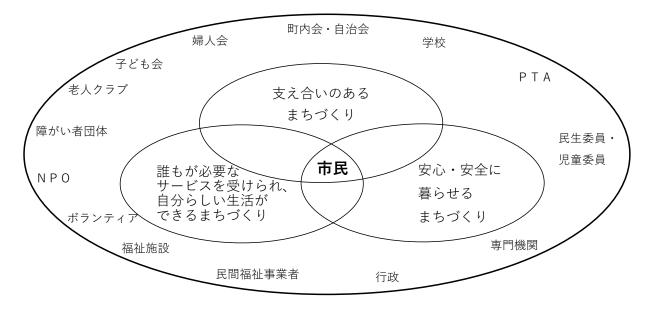
加えて、複合化・複雑化した地域生活課題の解決に関係機関と連携を図って取り組みます。

③ 安心・安全に暮らせるまちづくり

緊急時や災害時に対応できるよう、普段からの備えを充実するとともに、支援が必要な 人の把握と地域での見守りの体制を強化します。

また、地域の誰もが安心して暮らせるように、防犯体制を充実させるとともに、安全・ 快適なバリアフリーの推進に努めます。

【イメージ図】



(3) 計画の体系

基本理念	基本目標	基本施策	社協や地域福祉関係団体の主な取組		
	1 支え合いのある まちづくり	(1)市民力で支え合う仕組みづくり	①地域共生社会に向けた基盤づくりの推進 ②多分野における地域活動の活性化		
		(2) 地域活動への参加促進	①市民主体の活動支援 ②ボランティア・福祉人材の育成		
		(3) 支え合える環境づくり	①交流機会の充実 ②交流拠点の運営 ③福祉理解・福祉教育の充実		
みんなが	2 誰もが必要な サービスを受け	(1) 健康づくり・ 介護予防の推進	①健康づくりの推進 ②介護予防の推進 ③食育の推進		
かつながり、	られ、自分らしい 生活ができる まちづくり	(2) 生活困窮者等の自立の ための環境づくり	①生活困窮者の支援 ②就労の支援		
安心し		(3) 再犯防止の支援	(他の基本施策で実施)		
て自分ら.		(4) 生活支援の充実	①家族への支援 ②当事者団体・福祉サービス事業者への支援 ③公的支援の検証		
しく暮らせる#	- 誰 サ ら 生 ま	(5) 誰もが必要なサービスを 受けられる仕組みづくり	①わかりやすい相談窓口の拡大		
らちの実現	3 安心·安全に 暮らせる	(1) 災害時対策の推進	①災害支援体制の整備 ②被災時対策の強化		
	まちづくり	(2) 防犯・事故対策の推進	①防犯活動の推進 ②事故防止・発生時の対応		
		(3) 安全な移動手段の確保	①公的移動手段の整備 ②安全に通れる道路環境の整備		
		(4) 快適な生活環境の推進	①ユニバーサルデザインの推進 ②公園活用・談話スペースの確保 ③生活マナーの向上		

3. 社会福祉協議会について

【(1)社会福祉協議会

① 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の中で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定義されており、都道府県、市区町村を単位に1つずつ設置されています。地域住民やボランティア、福祉関係者・行政機関などと連携しながら地域福祉を推進し、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現を目指しています。

◇社会福祉法での社会福祉協議会の位置づけ

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより**地域福祉の推進を図ることを目的とする団体**であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

また、次の活動原則に基づき、地域の特性を活かした活動を展開しています。

◇社会福祉協議会の活動原則(全社協「新社会福祉協議会基本要項」より抜粋)

①住民ニーズ基本の原則

地域住民の要望、福祉課題の把握に努め、住民ニーズに基づく活動を進める。

②住民活動主体の原則

住民の地域福祉への関心を高め、自主的な取り組みを基礎とした活動を進める。

③民間性の原則

民間組織らしく、開拓性、即応性、柔軟性を活かした活動を進める。

④公私協働の原則

行政機関や民間団体等の連携を図り、行政と住民組織との協働による活動を進める。

⑤専門性の原則

住民の福祉活動の組織化、ニーズ把握調査、地域福祉活動の計画づくり等、福祉の専門性を活かした活動を 進める。

② 志木市社会福祉協議会について

志木市社会福祉協議会(以下「社協」という)は、地域住民、福祉団体・施設、企業などを会員とする組織で、その代表者などによって構成される理事会を業務執行機関、評議員会を議決機関とし、社会福祉士や介護福祉士、介護支援専門員や保育士など、さまざまな知識や技能等において福祉分野に精通した職員を配置して、地域福祉を推進しています。

事業は、各種相談をはじめ、生活支援・就労支援、生きがいづくり、権利擁護、ボランティアなどの育成、地域福祉活動支援、地域ネットワークづくり、福祉コミュニティづくり(福祉理解・障がい理解の促進など)など幅広く取り組んでいます。

③ 使命・経営理念・運営方針

ア 使命

社協は、地域福祉を推進する中核的な団体として、誰もが安心して暮らすことができる 福祉のまちづくりを推進することを使命としています。

イ 経営理念

社協は、この使命を達成するために、以下の理念に基づき事業を展開します。

- 1) 住民参加・協働による福祉社会の実現
- 2) 地域における利用者本位のサービスの実現
- 3) 地域に根ざした総合的な支援体制の実現
- 4) 地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへのたゆみない挑戦

ウ 運営方針

社協は、「社会福祉を目的とする事業を経営する者」と「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公共性の高い非営利・民間の福祉団体として、その使命と経営理念を実現するために、以下により組織運営を行います。

- 1)地域に開かれた組織として、運営の透明性と中立性、公平さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たす。
- 2) 事業は、住民参加・協働による展開を図る。
- 3) 事業の効果測定やコスト把握などの事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自立した経営を行う。
- 4) すべての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守する。

④ 組織・運営体制

ア組織

	地域福祉の推進に参加・協働する地域のあらゆる団体・組織を構成員と
会員	し、地域社会の総意を結集するため、定款・会員規程に基づく会員を置
	<.
	業務執行機関である理事会の構成員。事業執行の決定にそれぞれの立場
理事	から積極的に参画し、地域福祉の推進役として社協事業の発展に寄与す
	る 。
**	理事の職務執行を監査する。社協活動や社会福祉法人会計を理解し、監
監事	査報告を作成する。
5m6¥ =	議決機関である評議員会の構成員。社会福祉法人の重要事項を審議し、
評議員	役員(理事・監事)の選任・解任などを行う。
評議員選任•	評議員の選任・解任を行う機関。法人関係者でない中立的な立場にある
解任委員会	外部委員が参加する。
チロム	委員会設置規程に基づき、事業の推進にあたって、地域のあらゆる立場
委員会	の意見を反映し、住民参加・協働による地域福祉を推進する。

イ 財源

社協は、社協会費・寄附金・共同募金配分金などの「民間財源」、補助金・委託金などの「公費財源」、介護報酬などの「事業収入財源」を財源として運営します。

また、継続的に適切な事業評価やコスト把握を行い、安定的な財務運営に努めます。

ウ 事務所の確保

社協は、地域福祉を推進する民間機関としての機能を発揮するため、地域福祉の推進を 目的とする志木市総合福祉センター内に事務所を置きます。

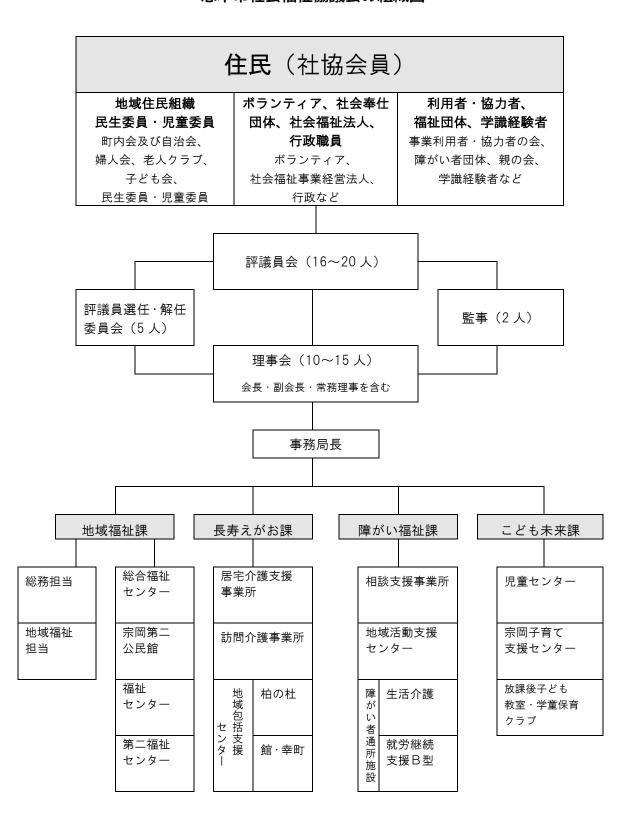
エ 職員体制の確保

地域福祉に関わる専門性と熱意ある職員を確保するとともに、自立した組織として継続的に職員を雇用し運営ができるよう、処遇などの改善に努めます。

⑤ 事業推進体制

本計画の推進体制として、事務局を4課に編成して、事業を推進します。

志木市社会福祉協議会の組織図



(2) 取組方針

① あらゆる生活課題への対応

市民が抱える地域課題に対し、介護保険事業や障がい福祉サービス事業、市委託事業や 市指定管理事業などのさまざまな福祉サービスの取組から、制度の隙間となる市民の多様 な生活課題を受け止め、課題解決や予防に向けた社協独自の事業を展開し、市民生活にお ける重層的なセーフティーネットの構築を図ります。

② 地域のネットワークの再構築

近年、災害時対策や防犯対策において、地域のつながり、地域の力が再認識されています。地域福祉担当職員を配置し、町内会や民生委員・児童委員との連携を密にとり、いざというときに市民同士がつながり、支え合える地域としていくため、日頃から住民主体により行っているさまざまな地域活動に対する支援を行います。

③ アウトリーチの徹底

社会や地域からの孤立、サービスや支援の拒絶、引きこもりなどの見えにくい生活課題にも積極的に対応していくため、日頃からアウトリーチ(地域に出向いていくこと)を徹底し、本人では気づくことが難しいさまざまな課題を発見して、関係者とともに継続的に寄り添うことができる支援のネットワークづくりに取り組みます。

④ 相談・支援体制の強化

さまざまな制度にまたがる市民の生活課題の解決を図るため、地域包括支援センター、 障がい者等相談支援事業所、子育て支援センター、児童発達相談センター、生活相談セン ターや後見ネットワークセンターなど、市内のあらゆる専門相談機関と連携を図り、課題 全体を見る包括的な相談支援体制の構築に積極的に参画します。

⑤ 行政とのパートナーシップ

社協は、長年にわたり市とのパートナーシップのもとに、さまざまな地域福祉活動を展 開しています。

今後も市との連携や協働を進め、志木市地域福祉計画と本計画を一体的に推進し、志木市における地域福祉施策の充実に努めます。

第2章 施策の展開

1. 支え合いのあるまちづくり

▌(1) 市民力で支え合う仕組みづくり

かつて我が国では、地域の相互扶助や家族の助け合いなど、地域・家庭・職場といった人々の生活のさまざまな場面において、支え合いの機能が存在しました。高度経済成長を経て、核家族化などが進み、最近では地域・家庭・職場といった支え合いの基盤が弱まっている一方で、

「社会的孤立」や「制度の狭間」などさまざまな問題が顕在化し、市民一人ひとりが地域の課題を『我が事』として捉え、縦割りの制度でない『丸ごと』の対応が求められています。

社協では、地域共生社会の実現に向け、町内会・自治会や民生委員・児童委員などとの関係を密接に持って地域ニーズを的確に捉え、地域活動の活性化を図り、見守り活動などを強化して、市民力を生かした地域の支え合いの取組を進めてまいります。

また、地域福祉担当職員を配置し、制度の狭間となる生活課題を解決するための独自事業を 実施するほか、身近な地域における市民参加・市民主体の活動を推進してまいります。

① 地域共生社会に向けた基盤づくりの推進

▶ 市民との協働による支援体制づくり

社協では、町内会・自治会や民生委員・児童委員と連携を密接に図り、町内会が抱える地域課題、民生 委員・児童委員が把握する福祉ニーズについての情報を共有し、市民の生活課題解決に向けて取り組 んでいます。

今後も、地域課題・福祉ニーズを把握し、市民との協働により支援体制を構築していきます。

取組主体	現状・		5年間の方向性及び目標値			
双祖土 冲	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
社協(総務、地域福祉、	地区委員会	地区委員会				
相談支援事業所)	年2回	年2回				
財源						
5/1 //示	民協定例会	民協定例会				
 社協会費、共募事務費	各地区	各地区				
私励云貝、共务争仍貝 	年8回	年8回				



> 地域福祉担当職員の配置と事業所間連携

社協では、市から補助を受け、地域福祉推進業務を担当する職員(地域福祉担当職員)を配置して、地域におけるつながりづくりや公的制度にない社協独自の事業を実施しています。

今後も、地域福祉担当職員が中心となり、事業所間の連携を図りながら地域課題・福祉ニーズを情報共有し、地域共生社会の構築に向けた基盤づくりを推進します。

取組主体	現状・	5年間の方向性及び目標値				
双祖王冲	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
社協(総務、地域福祉)						
財源	7 人配置 (兼務)	7 人配置 (兼務)				
市補助金、市委託料	(末務)	(재務)	_		_	

② 多分野における地域活動の活性化

> 多分野連携による市民主体の活動づくり

社協では、市から生活支援体制整備事業を受託し、地域の支え合いを推進する生活支援コーディネーターを配置して、地縁組織・ボランティア活動団体・各種法人・企業などのさまざまな団体と協議をする協議体を設け、地域課題や福祉ニーズについて協議しています。

今後は、既存活動の活性化を図りながら、必要とされる市民主体の活動づくりを支援します。

取組主体	現状∙	5年間の方向性及び目標値				
双祖工体	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
社協(地域福祉、地域包括支援センター柏の村、	協議体実施	既存活動				
館・幸町)	各地区	支援•拡充				
財源	各4~8回	協議体実施	協議体実施	協議体実施	協議体実施	協議体実施
	課題検討 •	年4回以上	年4回以上	年5回以上	年5回以上	年6回以上
市委託料	居場所づくり 講演会支援	活動支援 年3件以上	活動支援 年3件以上	活動支援 年4件以上	活動支援 年4件以上	活動支援 年5件以上

▶ 地域福祉活動・ボランティア活動団体への助成

社協では、町内会や婦人会、子ども会などが実施する敬老会や世代間交流、ボランティア活動団体などが実施する施設訪問、老人クラブが実施する在宅高齢者宅への友愛訪問など交流活動の事業費、町内会・障がい当事者団体・ボランティア活動団体の運営費を助成しています。

今後も、地域活動がより活発に実施できるよう、助成内容を検証しながら、支援を行います。

取組主体	現状・	5年間の方向性及び目標値				
以祖王冲	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
社協(地域福祉)	町内会、当事	助成内容の				
財源	者団体、ボランティア団体	検証・見直し				
社協会費、共募配分金	などに助成 9事業	事業数 9事業以上				

■ (2) 地域活動への参加促進

地域活動やボランティア活動への参加について、生きがいを見つけることが重要視される 一方で、現在活動している地域福祉活動の担い手については、人員不足や高齢化が課題となっています。ボランティア活動をしたことがあるかどうかについて、活動していない(または活動したことはない)人は約8割というアンケート結果にもなっています。地域活動やボランティア活動は、身近な場所で、無理なく楽しみながら継続していくことが、普段から顔の見える地域での関係づくりのために重要となります。

社協では、県社協や他の市町村社協と連携しながらボランティア・市民活動センターを運営し、ボランティア活動を支援しているほか、地域福祉活動への参加のきっかけとなる講座などを開催しています。

地域活動に多くの市民が参加し、多様な活動を展開するために、市民一人ひとりが地域で活動しやすい環境を作るとともに、サロン活動など積極的にまちづくりに関わり、活躍できる場や機会を作る取組を進めてまいります。

① 市民主体の活動支援

> 小地域サロン活動の推進

社協では、近所で集まることができる場を作り、地域での支え合いを進めるため、小地域サロンの設立に関する相談や運営に関する支援、情報交換会や研修会・サロン体験会などを行っています。 今後も、生活支援体制整備事業との連携を図りながら、サロン活動の立ち上げや拡充を支援します。

取組主体	現状•	目標値						
4×11年14	実績		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
社協(地域福祉)		サロン立ち						
財源	活動相談 36 か所	上げ・拡充	上げ・拡充	上げ・拡充	活動相談	活動相談	活動相談	活動相談
社協会費	運営支援 30 か所	活動相談 37 か所以上 運営支援 31 か所以上	39 か所 以上 運営支援 33 か所 以上	39 か所 以上 運営支援 33 か所 以上	40 か所 以上 運営支援 34 か所 以上	40 か所 以上 運営支援 34 か所 以上		



市内サロンの様子



サロン体験会

> 家事支援事業の実施

社協では、市民同士の助け合い・支え合い活動を進めるため、市民が協力員となり、困りごとを抱えた 世帯に訪問し、有償で掃除や買い物、ゴミ出しなどの家事支援を行うたんぽぽ生活応援隊事業を実施 しています。

今後も、周知活動を強化して市民の参加を促進し、多様な生活ニーズへのマッチングを行います。

取組主体	現状∙		5年間	の方向性及び目	3標値	
4X旭土冲	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
社協(地域福祉)		住民の 参加促進				
財源	活動時間 2,255 時間	活動時間	活動時間	活動時間	活動時間	活動時間
利用料、社協会費など	活動件数 1,745 件	2,300 時間 以上 活動件数 1,770 件 以上	2,360 時間 以上 活動件数 1,800 件 以上	2,420 時間以上活動件数1,830件以上	2,480 時間 以上 活動件数 1,860 件 以上	2,540 時間 以上 活動件数 1,920 件 以上

▶ サークル活動の支援

社協では、市民の自主的なサークル活動を支援するため、サークル体験会の開催や活動の周知などを 行い、市民の社会参加を積極的に促進しています。

今後も、サークルが継続的に活動できるよう支援するほか、多くの市民がいきいきと社会参加できるよう、関係機関と連携しながら計画的に活動内容を周知し、市民が活動に参加する機会を提供します。

取組主体	現状∙	5年間の方向性及び目標値						
以他工作	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
社協(宗岡第二公民館)	サークル 活動支援	サークル						
財源	随時	活動支援						
市指定管理料、参加者負担	サークル 体験会実施	随時		サークル 体験会実施				



サークル体験会募集掲示



サークル体験会(ふっと矢)

② ボランティア・福祉人材の育成

▶ ボランティアの育成及びフォローアップ

社協では、朗読・点訳・手話・傾聴など障がい者や高齢者の生活を支援するボランティア活動、車椅子・アイマスク体験など学校福祉教育に協力いただける人材を育成する講座を実施しています。

また、養成したボランティアがスキルアップしながら活動を継続できるよう、フォローアップ講座の 調整や研修会開催などの支援をしています。

今後は、ボランティア活動が継続できるよう現在の講座や研修を継続して実施するほか、養成講座の 内容を拡充し、高齢者の生活支援や施設慰問などのニーズに対応するボランティアを養成します。

取組主体	現状・	5年間の方向性及び目標値						
双祖工体	実績 令和2年		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
社協(地域福祉)	養成講座 7 講座	養成講座	養成講座	養成講座 9講座	養成講座 9講座	養成講座 9講座		
財源	120 人参加	8講座	の再生	り両圧	3 再圧	り両圧		
社協会費、市委託費、 参加者負担	フォローアップ 講座・研修 年2回	フォローアップ 講座・研修 年2回以上						



手話講習会



傾聴ボランティア養成講習会

▶ ボランティア体験機会の提供

社協では、市内福祉施設やボランティア活動団体の協力により、小・中・高校生から大人までの幅広い 世代が体験を通じて身体と心で感じ、福祉を理解する講座を実施しています。

今後も、市内福祉施設やボランティア活動団体と連携を図りながら、ボランティア活動が体験できる 機会を提供します。

取組主体	現状•		5年間の方向性及び目標値					
双加工作	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
社協(地域福祉)	体験プログ	体験プログ						
財源	ラム数 46 コース	ラム数 46 コース以上						
元1 // ///	参加者数	参加者数						
社協会費、県社協助成金	100人	100 人以上						



日本語教室ボランティア体験



環境保全ボランティア体験

▶ ボランティア活動の情報収集及び相談・コーディネート

社協では、県社協や近隣市社協と連携し、ボランティア・市民活動センターとしてボランティア活動の 情報収集・相談を行っています。

今後も、地域ニーズを把握し、ボランティア希望者とのマッチングを図ります。

取組主体	現状・		5年間の方向性及び目標値				
4X旭工件	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
社協(地域福祉)		<u> </u>					
財源	ボランティア 相談件数	ボランティ ア相談件数					
社協会費	70件	70 件以上					

▶ ボランティア活動保険の加入促進

社協では、市民が安心してボランティア活動に取り組めるようにするため、活動保険の加入や事故対応を行う窓口業務と加入促進のためにボランティア活動保険の保険料助成を行っています。 今後も、保険料助成によりボランティアの負担を軽減して保険加入を促進し、市民が安心してボランティア活動ができるように支援します。

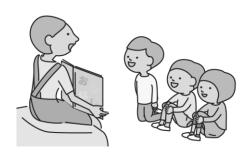
取組主体	現状•	5年間の方向性及び目標値						
双旭工件	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
社協(地域福祉)								
財源	保険料助成 1,144 人	保険料助成 1,150 人以上						
社協会費	1,1112	1,1007(3).						

▶ 児童健全育成支援ボランティア団体との協働

社協では、よみきかせボランティア、学習支援団体などの活動を周知するほか、活動先の調整や講座を 共催で開催するなど、市民との協働により児童の健全育成を推進しています。

今後も、ボランティア活動が継続できるよう調整するとともに、地域連携による講座を行います。

取組主体	現状・	5年間の方向性及び目標値					
双祖王冲	実績		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
社協(宗岡第二公民館)	活動先の調整 90 件	活動の調整 90 件以上					
財源	901+	90 件以工					
770	講座の共催	講座の共催					
市指定管理料	50件	50 件以上					



■(3)支え合える環境づくり

志木市は、後期高齢者の増加が予想され、ひとり暮らしの高齢者世帯数が増加傾向にあることから、単身高齢者が社会的孤立に陥る可能性が高まると考えられます。さらに、全国的に課題となっている子育てと介護が同時に直面するダブルケアにも対応していく必要があります。そして、進行する核家族化や近所づきあいがない人が一定程度いることは、身近で気軽に相談できる人がそばにいない状況になり、課題が深刻化する恐れがあります。

社協では、住民同士が交流できる機会を提供するとともに、地域の交流拠点を運営して、 相互理解を進める事業を実施しています。

今後も、市民が地域でいきいきと暮らし、支え合える環境を形成するために、世代を越え、 障がいの有無を問わず、さまざまな人と人とが交流できる機会を増やします。

また、その活動拠点として、地域に人々が集まり交流ができる場を運営してまいります。

① 交流機会の充実

▶ 地域福祉活動・ボランティア活動団体への助成 再掲:1(1)②

社協では、町内会や婦人会、子ども会などが実施する敬老会や世代間交流、ボランティア活動団体などが実施する施設訪問、老人クラブが実施する在宅高齢者宅への友愛訪問など交流活動の事業費、町内会・障がい当事者団体・ボランティア活動団体の運営費を助成しています。

今後も、地域活動がより活発に実施できるよう、助成内容を検証しながら、支援を行います。

取組主体	現状・	5年間の方向性及び目標値						
双祖王 本	実績 令和2年			令和4年度	令和5年度	令和6年度		
社協(地域福祉)	町内会、当事者団体、ボラ	助成内容の 検証・見直し						
財源	ンティア団体	快証・兄旦ひ						
社協会費、共募配分金	などに助成 9事業	事業数 9事業以上						





町内会の敬老会の様子

> 地域交流事業の実施

社協では、総合福祉センターにおいて、複合施設を有効活用し、世代や障がいの有無にかかわらず、さまざまな立場の住民が参加し、みんなが楽しめる交流イベントを実施しています。

今後も、	事業所間で	で連携し、	多	くの住民か	が交流で	できる	5機会	を提供し	ます。
	T /N// 1193		_	マッ 正 レ いっ	~~~	\sim \sim			, O > 0

取組主体	現状・ 5年間の方向性及び目標値						
以祖土冲	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
社協(総合福祉センタ ー)	総合福祉セン ターまつり	総合福祉セン ターまつり					
財源	年1回	年1回					
市指定管理料	地域交流 イベント 年1回	地域交流 イベント 年1回以上					

> 高齢者交流事業の実施

志木市老人クラブ連合会と社協では、高齢者同士の交流を促進するイベントを実施しています。 今後も、より多くの高齢者が参加し、楽しめるよう、高齢者が主体となった交流事業を実施します。

取組主体	現状・	5年間の方向性及び目標値						
以祖土 体	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
老人クラブ連合会、社協 (福祉センター)	高齢者交流	高齢者交流	_					
財源	イベント 年 1 回	イベント		!				
市指定管理料	+ 1 🗓	年1回						

▶ 高齢者と子どもの交流活動の実施

志木市老人クラブ連合会と志木市子ども会育成連絡協議会では、高齢者と子どもが一緒に交流するイベントを社協が事務局となって実施しています。

今後も、関係団体と実施内容を協議しながら、多世代交流を促進します。

取組主体	現状・	5年間の方向性及び目標値					
双祖王 体	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
老人クラブ連合会、子ど も会育成連絡協議会、社		多世代交流					
協(福祉センター)	多世代交流イベント	多世代交流 イベント ^年	年1回以上				
財源	年1回	実施内容の					
市委託料		検証・見直し					





多世代交流イベント(志木市高齢者子ども交流スポーツ大会)

> 障がい者交流事業の実施

社協では、地域活動支援センターを運営し、日中就労している障がいのある人の余暇活動支援として 青年学級を実施することによる社会参加・交流活動を促進しています。

今後も、参加者に合わせた活動内容を検討し、継続して障がいのある人の交流の機会を提供します。

取組主体	現状•						
以祖土冲	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
社協(地域活動支援センター)							
財源	青年学級 年6回	青年学級 年6回以上					
市補助金、参加者負担							

> 子育て世帯の交流機会の促進

社協では、子育て世帯が市内の子育て支援拠点や子育て世帯同士とつながるきっかけを作るため、「歳末地域でつながる子育て応援事業」として、子育て支援センターで外出促進品や子育てに役に立つ情報の一覧を配布しています。



今後も、子育て世帯のニーズ調査を行い、交流機会の促進・情報提供を行います。 _{外出促進品(カパルリュック)}

取組主体	現状・		5年間	の方向性及び	目標値	
以祖王 体	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
社協(地域福祉)	以山伊华口	N III/DV# D				
財源	外出促進品 情報配布	外出促進品・情報配布				
共募配分金	307件	300 件以上				

> 子ども交流事業の実施

社協では、子ども同士の交流を促進するため、子どもが楽しめるイベントを子どもに関わる事業所が 連携して実施しています。

今後も、関係事業所間で実施内容を協議しながら、地域の子どもたちが交流できる機会を提供します。

取組主体	現状∙	5年間の方向性及び目標値						
以祖土 冲	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
社協(児童センター、宗 岡子育て支援センター、 放課後志木っ子タイム)	子ども交流 イベント	子ども交流 イベント						
財源	年1回	年1回以上						
市指定管理料								





子ども交流イベント(こどもまつり)

② 交流拠点の運営

> 地域福祉活動拠点の運営

社協では、志木市総合福祉センター及び宗岡第二公民館において、地域福祉活動の拠点として、複合施設を有効活用した施設運営やサークル活動支援を行っています。

今後も、利用しやすい環境づくりや活動支援を行い、多くの市民が集い、交流ができる拠点づくりを行います。

取組主体	現状・						
以祖土 体	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
社協 (総合福祉センター、宗岡第二公民館)	利用者数	利用者数【総福】	_		_		
財源	【総福】 54,150 人 【宗二公】	54,250 人 以上 【宗二公】					
市指定管理料	46,300人	46,400 人 以上					

> 高齢者交流拠点の運営

社協では、志木市福祉センター、志木市第二福祉センターにおいて、高齢者が健康で明るい生活を送ることができるよう、介護予防事業や各種教室事業などを実施し、高齢者の社会参加・交流を促進しています。また、福祉センターでは、志木市老人クラブ連合会の事務局として、地域で活動する老人クラブが安定して活動ができるよう、事務手続きの支援などを行っています。

今後も、事業内容の充実を図り、高齢者がいきいきと交流することができる拠点づくりを行います。

取組主体	現状•		5年間 <i>0</i> .	う方向性及び目]標値	
双祖土冲	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
社協(福祉センター、 第二福祉センター)	介護予防・ 教室事業実施 【福七】	事業内容充実 【福セ】				
財源	22 事業 【二福】	22事業以上				
市指定管理料	18 事業	18事業以上				
TO THE LEWIS TO THE PERSON OF	老人クラブ支援 27 団体	老人クラブ支援 27 団体				



介護予防事業(ころばん塾)



教室事業(3B体操)

> 障がい者交流拠点の運営

社協では、地域活動支援センターを運営し、障がいに応じたさまざまな教室事業を開催することによって、障がい者の社会参加・交流を促進しています。

今後は、地域に出向いた交流事業なども検討し、活動の幅や交流の輪がさらに広がるよう支援します。

取組主体	現状・ 5年間の方向性及び目標値					
双祖土 本	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
社協(地域活動支援センター)	教室事業 7 教室	教室事業 7 教室	教室事業 7 教室	教室事業 8教室	教室事業 8教室	教室事業 8教室
財源	参加者数	参加者数	参加者数	参加者数	参加者数	参加者数
市補助金	750人	750 人以上	750 人以上	770 人以上	770 人以上	770 人以上



料理教室



生け花教室

> 子育て交流拠点(相談支援窓口)の運営

社協では、宗岡子育て支援センターにおいて、子育て親子が交流できる場を運営するほか、子育て情報 を提供するための講座、あそびを通じた相談、サークル支援などを実施しています。

今後も、関係機関と連携しながら、子育て世帯が情報交換や交流ができる拠点づくり、相談支援を行います。

取組主体	現状・	5年間の方向性及び目標値					
4X加工14	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
社協(宗岡子育て支援	相談事業						
センター)	相談件数	場の提供・					
財源	419件	子育て相談					
只////		の継続					
	あそびの広場						
本比 中答:用炒	・広場事業・	広場・事業					
市指定管理料	子育て事業	360 回以上					
	359 □						



宗岡子育て支援センターの様子



子育て事業 (ベビーマッサージ)

> 児童健全育成拠点の運営

社協では、志木市児童センターにおいて、児童に健全な遊びを提供して、その健康を増進し、情操を豊かにする対象年齢別事業、地域交流事業などを実施しています。

今後も、多世代交流や地域交流を推進し、児童が健やかに育つ環境づくりを行います。

玩织 → /→	現状・		5年間の方向性及び目標値					
取組主体	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
社協(児童センター)	利用者数	利用者数 32,250 人						
財源	32,245人	以上 事業参加者						
市指定管理料	事業参加者 21,283 人	21,290 人以上						



志木市児童センターの様子



対象年齢別事業(小学生プログラミング講座)

> 放課後子ども教室と放課後児童健全育成事業の一体的運営

社協では、放課後志木っ子タイム(放課後子ども教室と放課後児童健全育成事業を一体的に運営する 事業)において、地域住民と連携しながら、遊び・学習・体験・交流活動など、さまざまな活動を実施 しています。

今後は、地域住民との連携を強化し、多くの児童が安心・安全に利用できる居場所づくりに取り組みます。

取組主体	現状・	5年間の方向性及び目標値				
双加工作	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
社協(放課後志木っ子タ	プログラム	プログラム				
イム)	31 事業	40 事業以上		i		
財源	(3か所)	(4か所)				
市委託料	登録率 各校区5割	登録率 6割以上	登録率 7割以上	登録率 8割以上	登録率 9割以上	登録率 1 O割



放課後志木っ子タイムの様子



体験プログラム(空手)

③ 福祉理解・福祉教育の充実

> 学校における福祉教育の推進

社協では、障がい者や高齢者への誤解や偏見をなくすため、手話・点字・盲導犬・アイマスク・車椅子・ 認知症理解などの学習プログラムを市内小中学校で実施し、協力者との調整や備品貸出、企画への相 談支援などを行っています。

今後も、当事者・協力者・教育機関と連携し、児童の福祉理解を促進します。

取組主体	現状・ 5年間の方向性及び目標値					
双祖王 体	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
社協(地域福祉)、市内地域包括支援センター、市内小中学校 財源	体験学習調整・機会の 提供	体験学習調 整・機会の 提供				
社協会費、県社協助成金	11 校、77 件	12校 80件				



車椅子体験



アイマスク体験(視覚障がい体験)

▶ 地域住民への福祉教育の推進

社協では、広く地域住民に対し、福祉・障がい理解を促進するための講座を実施するほか、町内会・自治会、企業などへの福祉理解を広めるため、依頼に応じて研修・出前講座を実施しています。 今後も、当事者及び関係者と連携し、地域住民の福祉理解を促進します。

取組主体	現状・		5年間	の方向性及び	目標値	
双祖土14	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
社協(地域福祉)	地域福祉	地域福祉				
財源	地域価値 教育	教育				
社協会費、県社協助成金	5事業	5 事業以上	_		_	



視覚障がい理解講演会



聴覚障がい理解講演会

2. 誰もが必要なサービスを受けられ、自分らしい生活 ができるまちづくり

▋(1)健康づくり・介護予防の推進

後期高齢者の増加や平均寿命の伸びを踏まえると、人生 100 年時代を見据え、子どもか ら高齢者まで、すべての市民が健康を保持・増進することは、元気で充実した自分らしい生 活を続けていくために重要なことです。志木市では、市民一人ひとりが地域で健やかに、そ して心豊かに生活できる活力ある社会の実現に向けて、すべての市民の主体的な健康づくり を支援する取組を展開しています。

社協では、すべての市民を対象にしたさまざまな講座や教室などの事業を通じて、外出す る機会・参加する機会を増やしているほか、大勢で楽しく食事をする事業などを実施してい ます。

すべての市民が、身近な場所で楽しく、それぞれの体力・身体状況に応じて健康づくり・ 介護予防活動を続けることができるよう、さまざまな取組を進めてまいります。

① 健康づくりの推進

> 市民の健康増進講座の開催

社協では、宗岡第二公民館において、関係機関や公民館で活動する団体などと連携して、高齢者や一般 成人を対象とした健康の増進や社会福祉の増進のための講座を実施しています。

今後も、事業内容を検証しながら、幅広い世帯に向けた事業を展開します。

取組主体	垷状•		5年間の万同性及び目標値				
以加工 本	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
社協(宗岡第二公民館)	高齢者事業 寿大学	高齢者事業 寿大学					
財酒	年 18 回	年 18 回					

社協(宗岡第二公民館) 高齢者事業 寿大学 年 18 回 高齢者事業 寿大学 年 18 回 財源 成人事業 生活講座 年 2 回 成人事業 生活講座 年 2 回以上		24/34	17 16 - 1 /2	13 140 172	13 11 1 1/2	13 1HO 1 /2	13 110 1 12
成人事業 成人事業 市指定管理料 生活講座	社協(宗岡第二公民館)						
市指定管理料生活講座生活講座	財源	年 18 回	年 18 回				
	市指定管理料	生活講座	生活講座				



高齢者事業 (寿大学)



一般成人事業 (生活講座)

② 介護予防の推進

> 介護予防教室の実施

社協では、福祉センター、第二福祉センターにおいて、高齢者の生きがいづくり、介護予防を目的としたころばん塾、3B体操などの教室事業を実施しています。

今後も、事業内容を検証しながら、高齢者の介護予防・体力づくりを支援します。

取組主体	現状・	5年間の方向性及び目標値				
以祖土1平	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
社協(福祉センター、 第二福祉センター)	【福セ】 13事業	【福セ】 13 事業以上				
財源	10 事未	10 争来以上				
市指定管理料	【二福】 9 事業	【二福】 9事業以上				



介護予防事業(カーレット練習会)



介護予防事業(音楽療法)

▶ 自主的なリハビリ場所の整備

社協では、福祉センター、第二福祉センターにおいて、自主的にできる身体機能回復機材を整備するとともに、日頃からできる体操や運動などの身近な介護予防活動を推進しています。

今後も、利用者の身体の状態に合わせた運動指導を行い、介護予防活動を支援します。

取組主体	現状・	5年間の方向性及び目標値					
以祖土 体	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
社協(福祉センター、 第二福祉センター)	介護予防	介護予防					
財源	運動指導						
市指定管理料	随時	随時					



身体機能回復機材(トレーニングマシーン)

> 障がい者の機能訓練の実施

社協では、地域活動支援センターを運営し、身体に障がいのある人に、一人ひとりの障がい状態に応じた機能回復訓練を行っています。

今後も、利用者の身体の状態に合わせた訓練を実施し、身体機能の向上・維持を支援します。

取組主体	現状∙	の方向性及び目	なび目標値			
以祖土 体	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
社協(地域活動支援センター)						
財源	機能回復訓練年96回	機能回復訓練年96回				
市委託料						

③ 食育の推進

▶ 食を通じた居場所づくり

社協では、子どもたちの孤食を予防するため、小学生の夏期休暇期間、高齢者と子どもが交流をしながら食事をとることができるこどもランチルーム事業を実施しています。また、地域で食を通じて集うことができる場を運営する団体の活動を支援しています。

今後は、食の担い手を養成し、食を通じた居場所を増やします。

取組主体	現状•	5年間の方向性及び目標値					
以他王体	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
社協(地域福祉、総合福祉センター、宗岡第二公民館、福祉センター、障	こどもランチ	こどもランチ					
がい者通所施設、児童セ	ルーム	ルーム					
ンター)	年1回	年1回					
財源	活動支援件数3件	支援件数 4件以上	支援件数 5 件以上	支援件数 5件以上	支援件数	支援件数	
社協会費	311	1112					

> 高齢者会食事業の実施

社協では、ふれあい健康交流会事業において、普段閉じこもりがちな高齢者が同じ地域に住む仲間との食事を楽しみながら、食生活について考える機会が持てるよう、会食会を開催しています。 今後も、関係者・協力者などと連携しながら、食を通じた高齢者の食育や居場所づくりを推進します。

取組主体	現状•	5年間の方向性及び目標値						
以祖土1平	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
社協(地域福祉)	宇佐同数	中华回数			_			
財源	実施回数 市内5地区	実施回数 市内 5 地区						
市委託料	年31回	年31回						

■(2) 生活困窮者等の自立のための環境づくり

誰もが地域で自立して生活することができるようにするためには、関係機関と連携した相談支援体制を整備することや、高齢者・障がい者などの一般就労が困難な人も社会の一員として社会参加できる場を確保することが必要です。

社協では、貸付事業を通じて、生活相談センター、シルバー人材センター、就労支援センター やハローワークなどと連携し、生活に困窮した人が経済的に自立できるよう支援しています。

また、相談事業を通じて、高齢者や障がい者など一般就労が困難な人が、適切な医療を受け、 福祉サービスを利用しながら安定した生活ができるよう支援をしています。

生活に困窮した人が、必要なサービスを利用して経済的な不安を解消し、地域で安心して生活できるよう、関係機関と連携しながら、包括的に自立のための環境づくりを進めてまいります。

① 生活困窮者の支援

> 生活再建のための支援

社協では、生活に困窮した人が経済的に自立し、安定した生活ができるよう、県社協や市の関係機関と 連携し、生活福祉資金貸付事業を行っています。

今後も、関係機関と連携し、相談者の状況に合わせた相談・支援を行います。

取組主体	現状・		5年間の方向性及び目標値					
4メルロエード	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
社協 (総務)		貸付相談、						
財源	相談件数 28 件	受付事務、 償還事務						
市補助金、県社協委託料		などの実施						

> 医療機関との連携

社協では、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、相談支援事業所において、高齢者や障がい者の身体の状況にあわせて医療や介護サービスが提供されるよう、医療機関と連携した総合相談を行っています。

今後も、医療の支援が必要な人が適切な機関につながるよう相談支援を行います。

取組主体	現状・	5年間の方向性及び目標値					
以祖王 体	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
社協(地域包括支援センター柏の杜、館・幸町、 相談支援事業所)	相談件数 【柏の杜】 6,620 件	相談支援					
財源	【館·幸町】 6,420 件	随時					
市委託料	【相談支援】 1,696 件						

▶ 福祉サービスの利用支援

社協では、日常生活自立支援事業により、生活していく上で一人で判断することに不安のある高齢者 や知的・精神障がいなどのある人に、福祉サービスの利用支援を行っています。

今後も、関係機関と連携し、福祉サービスの利用支援を行います。

取組主体	現状・	5年間の方向性及び目標値						
以祖土14	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
社協(相談支援事業所)								
財源	利用件数 7件	相談支援 随時						
市補助金、県社協委託料	- 11							

② 就労の支援

▶ 障がい者の就労相談体制づくり

社協では、障がい者等相談支援事業を運営し、相談者に適切な支援機関と調整しながら、障がいのある 人の就労に関する相談を行っています。

今後も、関係機関と連携し、相談者の状況に合わせた相談・支援を行います。

取組主体	現状•		5年間	の方向性及び	目標値	
双祖王冲	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
社協(相談支援事業)						
財源	相談件数 434 件	就労相談 随時				
市委託料						

▶ 障がい者の就労環境づくり(障がい者通所施設)

社協では、障がい者通所施設を運営し、自主製品の制作、 内職作業、製菓製造販売、食堂運営など障がいの程度に 応じて、日中活動や就労ができる場を確保しています。 今後も、障がい者が地域で社会参加ができる場を整備し、 利用登録者の身体の状態に合わせた活動や就労が継続で きるよう支援します。





障がい者通所施設(内職作業、食堂運営)

取組主体	現状∙	5年間の方向性及び目標値				
以祖工 本	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
社協(障がい者通所施	生活介護					
設)	登録者					
財源	22人	利用登録者へ				
		の就労支援・				
 障がい福祉サービス報	就労B型	利用相談				
	登録者					
西州	37人					

【(3) 再犯防止の支援

志木市を安全で安心して暮らせるまちにしていく上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が課題となっています。犯罪を繰り返す人の中には、高齢者や障がい者などの福祉的な支援が必要な人や出所時に住居や就労先がなく生活が成り立たないことから、再び犯罪に手を染める人などが多く、刑務所へ再入所した人のうち、約7割が再犯時に無職であったという状況です。また、仕事に就いていない人の再犯率は仕事に就いている人の再犯率と比べて約3倍も高く、不安定な就労状況が再犯リスクに結びつきやすいことがわかっています。

社協では、市民との協働により支え合い、犯罪の起きにくい環境づくりに努め、犯罪被害を未然に防ぐ取組と支援が必要な人をサービスにつなげる支援をしています。

誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、立ち直ろうとする人を支え、受け入れることのできる地域社会の実現を目指し取り組んでまいります。

※「再犯防止の支援」の項目は、他の基本目標・基本施策で、取組が行われているため、 次のとおり整理しています。

基本施策	市の主な取組 (地域福祉計画)	本計画の主な取組
再犯防止	①安全で安心なまちづくり	1 (3)支え合える環境づくり
の支援	の推進	市民との協働による交流機会の充実、児童健全
		育成拠点などの交流拠点の運営を通して、児童
	取組	の非行防止や犯罪の起きにくい環境づくりに
		努めます。
	③保健医療・福祉サービスの	2(2)生活困窮者等の自立のための環境づくり
	利用の促進 	生活福祉資金の貸付や医療・福祉サービスの利
		用促進を行い、支援が必要な人をサービスにつ
	連携した支援の実施	なげるための相談・支援を行います。
		3(2)防犯・事故対策の推進
	⑤民間協力者の活動の促進	特殊詐欺・消費者被害への対策、放課後児童の
	と広報・啓発活動の推進	見守りなどを行い、犯罪被害を防ぎます。

■(4)生活支援の充実

核家族化が進む中、常に支援が必要な人と一緒に生活している家族は、身体的・精神的負担が大きく、その負担の大きさや忙しさなどから、社会的に孤立してしまう人も少なくありません。そのため、家族に対して支援をすることは、結果的に要支援者を支える上で非常に大切なこととなります。また、当事者団体の活動が活発になることや福祉サービス事業者が活動しやすい環境を整えていくことは、家族の社会的孤立の防止や身体的・精神的負担の軽減につながり、家族への支援と同様に、支援が必要な人を継続的に支えていく上で必要不可欠なこととなっています。

社協では、子育て家庭や介護者がリフレッシュできる機会を提供する事業や家族の育児・ 介護負担を軽減するための事業を実施するほか、各種相談窓口において支援情報の提供や当 事者団体などへの支援を行っています。

子育て家庭、高齢者や障がい者の介護をする家族が、地域の中で孤立することがないようにする取組、育児・介護負担を軽減できる取組を進めるとともに、制度の狭間となっている課題を発見し、新たなサービスの開発などに取り組んでまいります。

① 家族への支援

介護者同士の交流機会の提供

社協では、家族介護者交流事業において、日頃、家族を介護している人がリフレッシュや介護者同士情報交換ができる機会を増やすため、介護者サロンやボランティア団体と連携し、日帰り旅行や茶話会など交流の機会を提供しています。

今後も、継続して介護者相互の交流機会の提供を行います。

取組主体	現状•		5年間の方向性及び目標値					
以祖土14	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
社協(地域福祉)								
財源	実施回数 年3回	実施回数 年3回						
市委託料								



> 介護用品の購入支援の実施

社協では、在宅で介護を受けて生活する高齢者や障がい者の家族の負担を軽減するため、歳末介護用品購入支援事業として、介護保険など制度の対象とならない介護用品の購入を支援しています。 今後も、継続して介護者の負担軽減を行います。

取組主体	現状•	5年間の方向性及び目標値					
以心工小	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
社協(地域福祉)、市内 地域包括支援センター、 市内居宅介護支援事業 所	申請件数	申請件数					
財源	307件	300 件以上					
共募配分金							

> 高齢者相談支援窓口の運営

社協では、介護が必要となった高齢者の家族を支援するため、地域包括支援センターにおいて、出張相談会や認知症カフェ(オレンジカフェ)など相談窓口の運営及び支援を行っています。

また、居宅介護支援事業所と地域包括支援センターでは、介護保険制度に関する相談や要介護認定を 受けられた高齢者のケアプランの相談などを行っています。

今後も、相談の機会を設けて支援を行うとともに、相談者の状態に合わせたケアプランの作成・支援を 行います。

取組主体	現状・		5年間の	の方向性及び目	3標値	
以祖土 体	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
社協(地域包括支援センター柏の杜、館・幸町、	出張相談会 年 2~3 回					
居宅介護支援事業所) 財源	認知症カフェ 運営・支援	出張相談会年 2~3 回				
	プラン作成 【柏の杜】	認知症カフェ 運営・支援				
市委託料、介護報酬	1,282 件 【館・幸町】 1,641 件 【居宅】	プラン作成 随時				
	2,235件					



出張相談会



認知症カフェ(特別講座)

▶ 障がい者相談支援窓口の設置

社協では、障がいのある人の家族の負担軽減のため、障がい福祉サービスや成年後見制度などの社会 資源の情報提供を行っています。複合的な課題を抱えた世帯には、必要に応じて適切な相談機関と連 携し、包括的に支援します。また、障がい福祉サービス利用のための計画を相談しながら作成します。 今後も、制度や社会資源の情報提供を行い、相談者の状態に合わせたプランの作成・支援を行います。

取組主体	現状∙	5年間の方向性及び目標値					
双祖王冲	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
社協(相談支援事業所)	相談件数	+□=W=++=					
財源	1,696 件	相談支援・ プラン作成					
市委託料、障がいサービス報酬	プラン作成 116件	随時					

▶ 子育て交流拠点(相談支援窓口)の運営 再掲:1(3)②

社協では、宗岡子育て支援センターにおいて、子育て親子が交流できる場を運営するほか、子育て情報 を提供するための講座、あそびを通じた相談、サークル支援などを実施しています。

今後も、関係機関と連携しながら、子育て世帯が情報交換や交流ができる拠点づくり、相談支援を行います。

取組主体	現状•		5年間	の方向性及び目	3標値	
4X心工件	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
社協(宗岡子育て支援センター)	相談事業 相談件数	場の提供・				
財源	419件	子育て相談 の継続				
市指定管理料	あそびの広場 ・広場事業・ 子育て事業 359 回	広場·事業 360 回以上				

② 当事者団体・福祉サービス事業者への支援

▶ 地域福祉活動・ボランティア活動団体への助成 再掲:1(1)②、1(3)①

社協では、町内会や婦人会、子ども会などが実施する敬老会や世代間交流、ボランティア活動団体などが実施する施設訪問、老人クラブが実施する在宅高齢者宅への友愛訪問など交流活動の事業費、町内会・障がい当事者団体・ボランティア活動団体の運営費を助成しています。

今後も、地域活動がより活発に実施できるよう、助成内容を検証しながら、支援を行います。

取組主体	現状•	5年間の方向性及び目標値				
双祖土 体	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
社協(地域福祉)	町内会、当事者団体、ボラ	助成内容の 検証・見直し				
財源	ンティア団体	快証・兄旦ひ				
社協会費、共募配分金	などに助成 9事業	事業数 9事業以上		_		

> 高齢者団体の活動支援

社協では、志木市老人クラブ連合会の事務局として、老人クラブへの情報提供をはじめ、運営相談や立ち上げ相談、場所の提供、団体同士が交流するための調整などを行っています。 今後も、高齢者による活動が活発に行われるよう自主的活動の支援を行います。

取組主体	現状・		5年間	の方向性及び	目標値	
以祖土 体	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
社協(地域福祉、福祉センター)	老人クラブ	老人クラブ	_	_	_	
財源	団体数	団体数				
社協会費、共募配分金、 市指定管理料	27 団体	27 団体				

> 障がい者関連団体の活動支援

社協では、家族会を含む障がい者団体への情報提供をはじめ、運営相談や活動場所の調整、団体同士が 交流するための調整などを行っています。

今後も、障がい者団体による活動が活発に行われるよう自主的活動の支援を行います。

取組主体	現状・	5年間の方向性及び目標値					
以祖土1平	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
社協(地域福祉、地域活動支援センター)	障がい関連	障がい関連					
財源	団体数 7団体	団体数 7団体					
社協会費、共募配分金	- 기반	4601					

> 子育て関連団体の活動支援

社協では、子育て団体への情報提供をはじめ、子育てサークルの立ち上げ・運営支援などを行っています。

今後も、子育て世代による活動が活発に行われるよう自主的活動の支援を行います。

取組主体	現状∙						
双祖王 [本	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
社協(地域福祉、宗岡子育て支援センター)	子育てサーク	子育てサーク					
財源	ル支援 随時	リョ ル支援 随時					
市指定管理料	加田田	M⊡4					



③ 公的支援の検証

> 地域福祉に関する委員会の開催

社協では、高齢者、障がい者、子育て世帯の生活課題に対する支援の充実を図るため、有識者などで構成された各種委員会において、制度の隙間を埋める社協自主事業について検討しています。

今後も、さまざまな分野のニーズを調査し、効果的な事業が展開できるよう協議・検討の機会を設けます。

取組主体	現状・		5年間(の方向性及び目	目標値	
双祖王 体	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
++++ //WZA -	事業委員会	事業委員会				
社協(総務、地域福祉)	年1回	年1回				
財源	助成委員会	助成委員会				
	年1回	年1回				
社協会費、寄附金	横山武治基金 運用委員会 年 12 回	横山武治基金 運用委員会 年9回				

> 地域福祉に関する計画の一体的策定

社協では、地域住民と各種ボランティア団体や民間団体が推進する地域福祉の実施・行動計画として、 市が策定する地域福祉計画と一体的に地域福祉活動計画を策定しています。

今後も、地域福祉計画と地域福祉活動計画が志木市の地域福祉を推進する車の両輪となるよう、市と連携を図って取り組みます。

取組主体	現状・	5年間の方向性及び目標値				
以祖土 体	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
社協(総務、地域福祉)	市地域福祉 推進委員会		市地域福祉 推進委員会			市地域福祉 推進委員会
財源	において、	策定	において、			において、 検証、見直
市補助金、社協会費	協議		協議			



▋ (5) 誰もが必要なサービスを受けられる仕組みづくり

福祉サービスを利用するためには、申込みや契約が必要となります。しかし、福祉に関するサービスの多くは、障がいの種別や等級、介護度などにより対象を限定していたり、収入に応じて費用負担が変わったりするものがあり、何が利用できるかわからないといった課題や、多くの情報媒体がある中でどこに載っているかわからないといった課題もあります。また、認知症や障がいなどの状態により、成年後見制度などを活用して必要かつ適切な福祉サービスの利用を契約できるようにしていくことも必要です。

社協では、福祉総合相談をはじめ、専門職を配置したさまざまな相談窓口がその人に応じて必要な情報を提供する相談支援を行うほか、社協だよりやホームページなどによる情報発信、法人後見事業や日常生活自立支援事業を実施しています。

地域で誰もが必要なサービスを受けられ、自分らしい生活ができるようにするため、相談活動や情報提供の充実を図るとともに、権利擁護活動を促進し、保健・医療・福祉などの関係機関との連携強化に努めます。

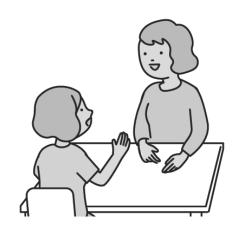
① わかりやすい相談窓口の拡大

> 身近な相談窓口の体制づくり

社協では、身近な地域で福祉に関わるさまざまな相談を受けることができるよう、市、町内会・自治会や民生委員・児童委員、NPO、関係機関などとの連携を図り、適切な相談機関につなげる総合福祉相談窓口を運営しています。

今後も、関係機関や地域住民と連携し、相談体制の強化に努めます。

取組主体	現状・		5年間	の方向性及び	目標値	
	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
社協(相談支援事業所)						
財源	相談員 2 人配置	相談員 2 人配置				
市委託料						



> 高齢者相談支援窓口の運営

社協では、地域包括支援センターと居宅介護支援事業所において、介護保険制度に関する相談や要介 護認定を受けられた高齢者のケアプランの相談などを行っています。

今後も、相談者や家族の状態に合わせたケアプランの作成・支援を行います。

取組主体	現状・	5年間の方向性及び目標値					
以祖土 体	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
社協(地域包括支援センター柏の杜、館・幸町、 居宅介護支援事業所)	プラン作成 【柏の杜】 1,282 件	プラン作成 随時					
財源	【館・幸町】 1,641 件 【居宅】						
市委託料、介護報酬	2,235 件						

▶ 障がい者相談支援窓口の設置 再掲:2(4)①

社協では、障がいのある人の家族の負担軽減のため、障がい福祉サービスや成年後見制度などの社会 資源の情報提供を行っています。複合的な課題を抱えた世帯には、必要に応じて適切な相談機関と連 携し、包括的に支援します。また、障がい福祉サービス利用のための計画を相談しながら作成します。 今後も、制度や社会資源の情報提供を行い、相談者の状態に合わせたプランの作成・支援を行います。

取組主体	現状•						
以祖王 体	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
社協(相談支援事業所)	相談件数	+===+==					
財源	1,696 件	相談支援・ プラン作成					
市委託料、障がいサービス報酬	プラン作成 116件	随時					

▶ 子育て交流拠点(相談支援窓口)の運営 再掲:1(3)②、2(4)①

社協では、宗岡子育て支援センターにおいて、子育て親子が交流できる場を運営するほか、子育て情報 を提供するための講座、あそびを通じた相談、サークル支援などを実施しています。

今後も、関係機関と連携しながら、子育て世帯が情報交換や交流ができる拠点づくり、相談支援を行います。

取組主体	現状・		5年間	の方向性及び関	3標値	
以祖王 体	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
社協(宗岡子育て支援	相談事業					
センター)	相談件数	場の提供・				
財源	419件	子育て相談				
兴 //示		の継続				
	あそびの広場			:		
市指定管理料	• 広場事業 •	広場・事業				
巾拍走官堆料 	子育て事業	360 回以上				
	359 🗆					

② 情報発信・情報提供の充実

➤ 社協だよりの発行・SNSを活用した情報発信

社協では、さまざまな立場の市民に地域福祉の情報提供を行うため、広報紙面を工夫し、ホームページ・SNS を活用して最新情報を発信しています。

今後も、より多くの地域住民へわかりやすい情報発信に努めます。

取組主体	現状・						
双祖土14	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
社協 (総務)	社協だより 発行	社協だより					
財源	年6回	発行 年6回					
社協会費	ホームページ SNS の運営	ホームページ SNS の運営					

▶ 高齢者あんしん相談センターだよりの発行

社協では、高齢者世帯向けの事業紹介や社会資源の情報提供を行うため、高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センター)の施設だよりを発行しています。

今後も、地域の高齢者が必要とする情報発信に努めます。

取組主体	現状・	5年間の方向性及び目標値					
	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
社協(地域包括支援セン							
ター柏の杜、館・幸町)	高齢者あんし	高齢者あんし					
財源	ん相談センタ	ん相談センタ					
划源	ーだより発行	ーだより発行					
市委託料、介護報酬	年4回	年4回				-	

▶ 児童センター・子育て支援センターだよりの発行

社協では、子育て中の世帯向けの事業の紹介や社会資源の情報提供を行うため、児童センター・子育て 支援センターの施設だよりを発行しています。

今後も、子育て世帯が必要とする情報発信に努めます。

取組主体	現状・		5年間の方向性及び目標値				
双桅王体	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
社協(児童センター、宗	児童センター	児童センター					
岡子育て支援センター)	だより発行	だより発行					
財源	年12回	年 12 回					
57 75	子育て支援セ	子育て支援セ					
	ンターだより	ンターだより					
市指定管理料	発行	発行					
	年12回	年12回					

③ 権利擁護活動の促進

> 一時相談窓口の設置・運営

社協では、高齢者や障がい者の権利擁護に関する一時相談窓口として、地域包括支援センターと障がい者等相談支援事業を運営しています。

今後も、関係機関と連携し、継続して権利擁護に取り組みます。

取組主体	現状・		5年間の方向性及び目標値					
4×心土1本	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
社協(地域包括支援セン	権利擁護相談							
ター柏の杜、館・幸町、	【柏の杜】							
相談支援事業所)	73 件	権利擁護						
11十二百	【館・幸町】	相談		!				
財源	47 件	随時						
ナチデル	【相談支援】							
市委託料	163 件							

> 法人後見、市民後見人の監督

社協では、成年後見制度による申し立てにより、社協が法人として成年後見人などを担い、財産管理や 身上保護を行っています。また、身近で同じ市民の立場から本人に寄り添い、きめ細かな支援を行う市 民後見人の活動を安定的に実施するため、市民後見人の監督を行っています。

今後も、関係機関と連携し、継続して後見活動に取り組みます。

取組主体	現状・	5年間の方向性及び目標値						
	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
社協(相談支援事業所)	法人後見•	法人後見•				_		
財源	市民後見人 監督	市民後見人 監督						
後見等報酬	 18件	随時						

▶ 福祉サービスの利用支援 再掲:2(2)①

社協では、日常生活自立支援事業により、生活していく上で一人で判断することに不安のある高齢者 や知的・精神障がいなどのある人に、福祉サービスの利用支援を行っています。

今後も、関係機関と連携し、福祉サービスの利用支援を行います。

取組主体	現状・		5年間	の方向性及び	目標値	
双祖土冲	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
社協(相談支援事業所)						
財源	利用件数 7件	相談支援 随時				
市補助金、県社協委託料						

④ 関係機関の連携強化

▶ 地域ケアエリア会議の実施

社協では、地域包括支援センター職員が市職員、介護サービス事業者、民生委員・児童委員などの多職種と連携し、複雑な問題を抱えている人への支援サービスの検討や意見交換などを行い、個別課題の解決に向け取り組んでいます。また、検討を通して地域課題を整理しています。

今後も、関係機関と連携し、個別課題・地域課題の解決に取り組みます。

取組主体	現状・	5年間の方向性及び目標値					
	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
社協(地域包括支援センター柏の社、館・幸町)	会議開催 【柏の杜】	会議開催					
財源	年5回	年5回					
市委託料	【館幸町】 年 18 回	【館幸町】 年 18 回					

> 介護サービス事業所間の連携

市内の居宅介護サービス事業所では、ケアマネジャー間の連絡会議を開催し、介護サービスのあり方 や計画の方向性などを協議しています。

今後も、事業所間で連携し、適切な介護サービスの提供に努めます。

取組主体	現状・	5年間の方向性及び目標値						
以心工 [个	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
市内居宅介護支援事業 所								
財源	連絡会議 年6回	連絡会議 年6回						
_						-		



3. 安心・安全に暮らせるまちづくり

(1) 災害時対策の推進

東日本大震災を契機に地域のつながりが再認識され、災害に備えるための見直しが求められています。2016(平成28)年の台風9号は、市内でも大きな浸水被害が発生し、2019(令和元)年の台風19号では、浸水被害だけでなく、2,800人を越える市民が避難所へ避難するなど、防災活動のあり方について課題を残しました。地域が一体となった災害対策を進めていくためには、まず自分の身を自分で守る「自助」、地域や近隣の人が互いに協力し合う「共助」、市や消防・警察・自衛隊などが行う「公助」が連携し合いながら進めていくことが必要です。

社協では、市内で大規模な災害が発生した際に災害ボランティアセンターを設置・運営することとしているほか、日頃から避難行動要支援者となり得る福祉サービス利用者や施設利用者の安全を守るための各種訓練を実施しています。

地震や風水害などの災害に対し、迅速かつ的確に対応するため、平時から関係機関による協議を行い、災害時・緊急時には地域のつながりにより住民同士が助け合えるような取組を 進めてまいります。

① 災害支援体制の整備

災害ボランティアセンターの体制整備

社協では、市内だけでは対応しきれないほどの大規模災害に対し、市内外からの災害ボランティアの 受入を円滑に行うため、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を実施しています。

今後は、2019 (令和元) 年度の立ち上げ訓練で実施頻度や運営方法に課題が残ったことから、近隣市 社協と情報共有をしながら毎年立ち上げ訓練を行うほか、災害時の協力スタッフ養成などを行い、災 害時の支援体制を整備します。

取組主体	現状・ 5年間の方向性及び目標値					
以祖王 冲	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
社協(総務、地域福祉、						
総合福祉センター)		備品整備				
財源	立ち上げ訓練					
知 源	4年1回	マニュアル	立ち上げ訓練	立ち上げ訓練	立ち上げ訓練	立ち上げ訓練
市補助金、社協会費		見直し	年1回	年1回	年1回	年1回





災害ボランティアセンター立ち上げ訓練の様子

② 被災時対策の強化

> 利用者へのサービス確保と施設に即した避難訓練の実施

社協では、避難行動要支援者となり得る各事業所の福祉サービス利用者に対し、安否確認を行う訓練などを行うほか、被災時であっても速やかに福祉サービスが確保できるよう体制を整備しています。また、有事の際に利用者の安全を確保するため、利用者の特性や利用実態に応じた避難訓練や防災訓練を実施するなど、事業所ごとに被災時の対策に取り組んでいます。

今後も、避難場所の確認や周囲に協力・支援を依頼するなど、利用者の支援体制の強化を図るほか、継続して利用者に応じた訓練を実施し、安心・安全な体制づくりに努めます。

取組主体	現状・	5年間の方向性及び目標値					
双祖土体	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
社協(全事業所)	契約者の 状況確認を	マニュアルの 見直し	事業所ごとの訓練				
財源	随時実施	兄旦し	年1回以上				
介護報酬、障がいサービ ス報酬、市委託料、市指 定管理料など	避難訓練 年2回	避難訓練 年2回	避難訓練 年2回				





▶ 火災などで被災した世帯への支援

社協では、火災などで被災した世帯の生活支援を行うため、災害見舞金を支給するとともに生活復旧のための相談・支援を行っています。

今後も、関係機関と連携し、相談者の状況に合わせた相談・支援を行います。

取組主体	現状・ 5年間の方向性及び目標値					
以祖王 体	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
社協 (総務)						
財源	支援件数 3件	生活復旧のための相談				
社協会費、市補助金、県 社協委託料	311	7209091BBX				

■ (2) 防犯・事故対策の推進

犯罪の多くは、乗物盗、車上ねらい、ひったくり、侵入盗などの身近なところで発生しており、これらは犯罪の実行に都合のよい状況、つまり機会(チャンス)をとらえて行われるため「機会犯罪」と呼ばれています。犯罪を取り締まるのは警察ですが、このような身近な犯罪を防ぐためには、警察の活動とともに、地域で犯罪を起こさせにくいまちづくりを進めていくことが重要です。個人や地域のちょっとした心がけや取組が、犯罪機会をなくし、犯罪を減らすことにつながります。子どもや女性を狙った不審者による犯罪や高齢者を狙った振り込め詐欺、高齢者の家庭内や生活上の事故などの不安を取り除くため、市、警察、地域が協力して防犯を推進していく必要があります。

社協では、日頃から学童児童の帰宅時の見守りや振り込め詐欺防止のための取組などを行っています。

安心・安全に暮らせるまちにするために、日頃から家庭・家族や地域においてコミュニケーションを図るとともに、関係機関と連携した防犯・見守り活動に取り組んでまいります。

① 防犯活動の推進

▶ 防犯パトロールの実施・支援

町内会・自治会では、地域の安全を守るため、自主防犯パトロール隊を編成し、町内の防犯パトロールを実施しています。社協では、そのような自主活動が安全に取り組めるよう、活動保険の窓口業務(加入・事故対応)及び加入促進のための助成を行っています。

今後も、自主防犯組織が安全に活動できるよう、情報提供、活動保険の加入促進を図ります。

取組主体	現状・	5年間の方向性及び目標値					
以祖土 冲	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
町内会・自治会、社協(地域福祉)	活動保険加入 1,906 人	情報提供•					
財源	活動保険助成	保険加入の 促進					
社協会費	1,144 人	促進				r	

> 特殊詐欺被害への対策

社協では、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が特殊詐欺被害に遭うことを未然に防ぐため、録 音機能付き電話機や通話録音機の購入費用を補助しています。

今後も、対象世帯へ周知して事業を広め、特殊詐欺被害に遭わない対策を講じていきます。

取組主体	現状・		5年間の方向性及び目標値			
	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
社協(地域福祉)	助成件数					
財源	56件 (令和元年7月	対象世帯の見直し・検証				
寄附金	~11月末)	70 <u>—</u> 0 170 <u>m</u>				

> 消費者被害への対策

社協では、高齢者世帯が勧誘販売、架空請求、還付金詐欺などの消費者被害に遭うことを未然に防ぐため、地域包括支援センターなどで消費者被害防止講座を行い、被害防止の啓発をしています。 今後も、講演会の開催や高齢者が集う場において啓発を行います。

取組主体	現状・	5年間の方向性及び目標値						
以祖土 体	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
社協(地域包括支援セン ター柏の杜、館・幸町)								
財源	講座実施 年 12 回	講座実施 年 12 回						
市委託料、介護報酬								



> 放課後児童の見守りの推進

社協では、児童が小学校から安全に帰宅できるよう、訪問介護事業所の登録ヘルパーや社協職員・地域 住民がちいパト隊(地域パトロール隊)として見守りを行っています。

今後も、周知を広め、地域住民と連携しながら見守り活動を行います。

取組主体	現状∙		5年間	の方向性及び	目標値	
双祖王冲	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
社協(放課後志木っ子夕						
イム、訪問介護)						
財源	実施区域 4 学校区	実施区域 4 学校区				
市委託料、介護報酬	4 子汉区	4 子汉区				



② 事故防止・発生時の対応

> 救命講習会の実施

社協では、万が一の事故に対応できる市民を増やすため、広く市民向けに普通救命講習会を開催する ほか、子どもの事故対策としての救命講習会を実施しています。

今後も、緊急時の対応が速やかに行えるよう、継続して実施します。

取組主体	現状∙	5年間の方向性及び目標値					
	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
社協(総合福祉センター、宗岡子育て支援センター)	普通救命講習 年1回	普通救命講習年1回					
財源	子ども事故	子ども事故					
市指定管理料	対策講習 年1回	対策講習 年1回					

> 高齢者への交通安全の啓発

社協では、高齢者の交通事故を予防するため、地域包括支援センターなどが高齢者の集う場所において、交通安全の啓発・アドバイスや交通安全パンフレットを配布するなど情報提供を行っています。 今後も、定期的に県の交通安全研修に参加し、交通事故に関する啓発・情報提供を行います。

取組主体	現状・		5年間の方向性及び目標値					
双桅王体	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
社協(地域包括支援センター柏の杜、館・幸町) 財源	研修参加 年 1 回 アドバイス	研修参加 年 1 回 アドバイス						
市委託料	年 12 回	年12回						



■(3) 安全な移動手段の確保

誰もが地域社会に参加しやすいまちにしていくためには、安全な移動手段を確保するなど、 外出しやすい環境を整備していくことが必要です。中でも、高齢者、障がい者、妊婦、未就 学児の子育て世帯などのさまざまなニーズに対して、公共交通機関だけで行うことは非常に 困難です。また、徒歩などで身近な場所へ移動する場合においても、安全に移動できる道路 や移動環境の整備が必要となっています。そして、放置自転車や違法駐車など、安全な移動 を阻害する要因を作らないことが地域住民などに求められています。

社協では、気軽に利用でき、安全に移動できる手段の一つとして、車椅子の貸出を行って います。

さまざまな状況にある市民が安全に移動できる手段を確保するため、市民が感じている潜 在的な公的移動手段のニーズ把握に努めるとともに、福祉用具の貸出などによる取組を進め、 障がい・福祉理解により障がい者や高齢者などが安全に通行できる環境づくりを推進します。

① 公的移動手段の整備

> 車椅子の貸出

社協では、自立歩行の困難な人の社会参加を促進し、また、介護者の日常の介護活動を援助するため、 介護保険などの制度が利用できない市民(社協会員)へ車椅子を貸し出ししています。

今後も、継続して貸し出しを行うとともに、必要に応じて介護保険などの情報提供を行います。

取組主体	現状・		5年間	の方向性及び目	目標値	
4X和土1本	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
社協(地域福祉)						
財源	車椅子貸出 80件	車椅子貸出 80 件以上				
社協会費、利用者負担金						

> 福祉車両利用料の補助

社協では、外出に介助を必要とする高齢者や障がいのある人の社会参加を促進するため、レンタカー 事業者から車椅子のまま乗り降りができる車両を借り受けた際の利用料金を一部補助します。 今後も、周知を広め、支援が必要な世帯への補助を行います。

取組主体	現状・	5年間の方向性及び目標値					
	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
社協(地域福祉)							
財源	令和 2 年度 新規事業	利用料補助 100 件以上					
社協会費	제제 기	TOOTHUL					

▮(4)快適な生活環境の推進

誰もが地域で快適に生活していくためには、利用しやすい公共施設や道路環境のほか、地域住民同士でコミュニケーションがとれ、また、地域のルールや秩序をお互いに守ることができる生活マナーの向上が求められます。ユニバーサルデザインは、最初からすべての人々に対し、すべての人々を思いデザインすることによって、結果的に、バリアーが最初から存在しないモノを作り上げる考え方です。さまざまな状況にある人のことを知り、その人の気持ちになって考えることは、誰もが地域で快適に生活していくために、非常に大切なことです。そして、周りの人が不快または危険に思う行為などは、同じ地域に暮らしている以上、共に地域で考える必要があります。

社協では、同じ地域に住む身体などに障がいがある人の協力を得て、すべての小中学校で福祉教育の授業に取り組んでいます。

誰もが快適に生活できるまちにしていくために、ユニバーサルデザインの普及・啓発を行うとともに、地域の資源を活用した住民同士のコミュニケーションの促進や生活マナーの向上に努めます。

① ユニバーサルデザインの推進

学校における福祉教育の推進 再掲:1(3)③

社協では、障がい者や高齢者への誤解や偏見をなくすため、手話・点字・盲導犬・アイマスク・車椅子・ 認知症理解などの学習プログラムを市内小中学校で実施し、協力者との調整や備品貸出、企画への相 談支援などを行っています。

今後も、当事者・協力者・教育機関と連携し、児童の福祉理解を促進します。

取組主体	現状・	5年間の方向性及び目標値					
双祖王 体	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
社協(地域福祉)、市内地域包括支援センター、市内小中学校 財源	体験学習調 整・機会の 提供 11校、77件	体験学習調整・機会の 提供 12 校 80件					
社協会費、県社協助成金		1210 0011					

▶ 総合福祉センターのバリアフリーの推進

社協では、視覚障がい者が館内を安全に移動できるよう、総合福祉センターに点字ブロックの設置や 点字表示を行っています。また、聴覚障がい者が施設利用の際に意思疎通が図れるよう、窓口に筆談対 応の表示を行うほか、行事・会議の際に手話通訳の派遣依頼を行い、情報保障を行っています。 今後も、利用者の声を反映し、館内のバリアフリー化を推進します。

取組主体	現状•	5年間の方向性及び目標値					
双型土14	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
社協(地域福祉、総合福							
祉センター)	点字•筆談	点字•筆談					
財源	表示情報保証	表示情報保証					
市指定管理料							

② 公園活用・談話スペースの確保

▶ 小地域サロン活動の推進 再掲:1(2)①

社協では、近所で集まることができる場を作り、地域での支え合いを進めるため、小地域サロンの設立 に関する相談や運営に関する支援、情報交換会や研修会などを行っています。

今後も、生活支援体制整備事業との連携を図りながら、サロン活動の立ち上げや拡充を支援します。

取組主体	現状・	5年間の方向性及び目標値				
以祖土1 本	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
社協(地域福祉)	活動相談 36 か所 運営支援 30 か所	サロン立ち上 げ・拡充 活動相談 37 か所以上 運営支援 31 か所以上				
財源			活動相談 39 か所 以上 運営支援 33 か所 以上	活動相談 39 か所 以上 運営支援 33 か所 以上	活動相談 40 か所 以上 運営支援 34 か所 以上	活動相談 40 か所 以上 運営支援 34 か所 以上
社協会費						





市内サロンの様子

③ 生活マナーの向上

▶ 学校における福祉教育の推進 再掲:1(3)③、3(4)①

社協では、障がい者や高齢者への誤解や偏見をなくすため、手話・点字・盲導犬・アイマスク・車椅子・認知症理解などの学習プログラムを市内小中学校で実施し、協力者との調整や備品貸出、企画への相談支援などを行っています。

今後も、当事者・協力者・教育機関と連携し、児童の福祉理解を促進します。

取組主体	現状・	5年間の方向性及び目標値					
双祖王 本	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
社協(地域福祉)、市内地域包括支援センター、市内小中学校	体験学習調 整・機会の	体験学習調整・機会の					
財源	提供	提供					
社協会費、県社協助成金	11 校、77 件	12校 80件					

第3章 計画の推進にあたって

1. 計画の推進体制

【(1) 計画内容の周知徹底

地域福祉は、行政や社協事務局だけが行うものではなく、地域住民の参画を得ながら推進していくものであり、一人でも多くの市民に理解、協力を求めていく必要があります。市民一人ひとりが地域における支え合いやふれあいの重要性、地域福祉に対する理解を深め、本計画に掲げる取組を実践、継続していけるよう、地域住民、町内会・自治会、民生委員・児童委員、福祉関係団体・事業者などと連携・協力するとともに、社協だよりやホームページを利用し、広く市民への計画の周知に努めます。

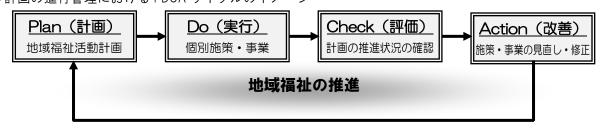
【(2) 推進体制と見直し

本計画は、社協をはじめとする民間団体の中期行動計画としての機能を有していることから、市内地域福祉関係団体との横断的な推進体制をとる必要があります。そのため、見直しなどの必要があった場合は、市内地域福祉関係団体の多くが属する社協理事会・評議員会などへ報告し、評価・検証を行います。また、関連する制度改正や各種調査活動を通して福祉サービス利用者の福祉課題の把握を行い、成果と課題を明らかにし、新たなニーズの変化に応じた計画の見直しを行います。

2. 計画の進行管理

本計画の進行状況の管理・評価は、計画を立て(Plan)、実行(Do)、その進捗状況を定期的に把握し点検・評価した上で(Check)、その後の取組を改善する(Action)、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。また、志木市地域福祉計画と一体的に進行管理を行うため、福祉関係者や市民などによる「志木市地域福祉推進委員会」において評価・検証をします。

◇計画の進行管理における PDCA サイクルのイメージ



第5次志木市地域福祉活動計画

発 行:令和2年3月

編 集:社会福祉法人 志木市社会福祉協議会

〒353-0001 埼玉県志木市上宗岡1丁目5番1号

電 話: 048-485-1177 FAX: 048-475-0014

E-mail: houjin@shiki-syakyo.or.jp

http://www.shiki-syakyo.or.jp

